資料7

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の 人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築す ることを目的とする。

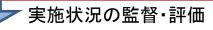


手順(1): 平成27年度~ 認知症対策検討会(初期集中支援チーム検討会を兼ねる)

- ・構成メンバーは医療介護福祉の専門職とし、市が選定。年3~5回程度会議を開催する。
- 検討会の内容:初期集中支援チームをどこに置くか、チーム員を誰にするかの検討。初期集中 支援チームが行う業務の検討、評価。

※検討委員会と支援チームは別の組織

活動報告



対象者

疑われ、在宅で生活し ている人。

- 医療・介護サービスを受 けていない者、中断して いる者。
- 処遇困難事例。
- 観察・評価票によるアセスメント (MMSF等)
- 認知症に関する情報提供、受診勧奨、 介護サービス利用支援、さくらパスを 活用しての連携、家族への助言

初期集中支援チームモデル事業の実施 手順②:平成28年度

手順③: 平成29年度 初期集中支援チーム活動開始

- ①複数の専門職が家族の訴え等の相談を受け付け、初期集中支援の対象となるか判断
- ②要件を満たす専門職(医療系+介護系)が訪問し、チーム員会議で支援方法を検討

【チーム員】ア 医療保健福祉の国家資格を有する者で 認知症ケア実務経験3年以上の者2名以上 (アナイの最低3名以上で構成)

イ 専門医でかつ認知症サポート医1名以上※

訪問

医療系職員 保健師•看護師 作業療法士 精神保健福祉士 介護系職員 介護福祉士 社会福祉士等

専門医 X (嘱託可)

専門医の要件

- ①日本老年精神学会若しくは日本認知学会認定医 ②認知症疾患の鑑別診断等の専門医療に5年以上 の臨床経験を有する医師
- 以上いずれかに該当する「認知症サポート医」

チーム員会議の開催

- 初回訪問後、専門医を含めて、支援方法、支援内容、支援頻度等の検討を行う。
- ・継続的な医療介護サービスが安定するまで(原則6か月間)、支援する。
- ・地域包括支援センター職員の参加は原則必須。





連携(情報提供)



引継ぎ

認知症疾患医療センター (東邦大学医療センター佐倉病院)

鑑別診断



連携

認知症窓口医・かかりつけ医

日常的な診療



連携



日常支援(必要な支援

